

～ 景観保全の第1歩 ～

浜中町とNPO法人霧多布湿原トラストの間で、共同で環境を保全するため、初の協定が結ばれました。この協定は、未来の子供に環境保全を「約束」というユニークなものです。場所は、町の自然環境保全用地（榊町551番地の湿原）で、当時この土地には、昆布を運ぶための馬が飼われていました。この景観を保全するため、今回はその第1歩として、傾いた牧柵を修復しました。作業には、NPO法人霧多布湿原トラストと町の職員のほか、トラストの支援企業であるタカナシ乳業、ハーゲンダッツジャパンの社員が参加し、合計約50人となりました。

今後も町では、トラストや支援企業と連携を取り、環境教育の場として利用したりするなど、湿原の保全活動に勤めたいと考えています。



霧多布湿原景観保全協定書

～ 未来の子供たちへの約束 ～

霧多布湿原は、素晴らしい景観と自然環境をもち、人々の憩いの場として、また地域の産業や生活と密接に結びついている身近な湿原です。この景観は、祖先から引き継いただけでなく、未来の子供たちからのあずかりものといえます。この湿原の価値を損なうことなく、未来に残すことは私たちの責任と義務です。そのため、浜中町（以下「町」という。）と特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト（以下「トラスト」という。）は、未来の子供たちへ次の約束をします。

□ 町の約束

世界的にも貴重な価値をもつ湿原と認められた霧多布湿原を、未来に引き継ぐために、浜中町環境基本条例に基づき保全管理を行います。

□ トラストの約束

霧多布湿原の素晴らしい景観を楽しみ、自然とともに暮らす人々の生活がいつまでも続けられるよう、霧多布湿原の保全活動を行います。

□ 協定内容

1. 協定地 浜中町榊町 551 番地 766,910㎡ 自然環境保全用地
2. 協定期間 平成 20 年 10 月 26 日から平成 25 年 3 月 31 日
3. 保全活動 町とトラストは、目的と役割について確認し、協働で霧多布湿原景観保全活動に取り組みます。
 - 1) 町は協定地でのトラストの保全活動を支援します。
 - 2) トラストは保全に関わる全体計画を作成し提出します。
また、具体的な取組は、実施の一月前までに協議し、報告書を年に 1 回提出します。
 - 3) 情報共有のための打ち合わせを随時行います。
4. 活動公表 町とトラストは、積極的に活動内容を公表します。

平成 20 年 10 月 26 日

浜中町長

長谷川 徳幸

特定非営利活動法人 霧多布湿原トラスト

理事長

三橋 時子